

令和3年広審第31号

裁 決

モーターボートAかき養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官浅野活人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年2月23日11時31分

広島県美能漁港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 2.9トン

登 録 長 9.03メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 254キロワット

### 3 事実の経過

Aは、操舵室を船体後部寄りに、同室前部下方に船室を、操舵室前後にオーニングが展帳できる船首、船尾各甲板を設けたFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、安芸俎礁灯標付近で釣りをを行い、釣った魚を広島県能美島に住む親族に届ける目的で、船首0.1メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年2月23日07時30分広島市中区所在の係留施設を発し、釣りを終えれば、同島北西部の美能漁港北方沖合を東行して広島県三高港に寄せる予定で、同灯標付近の釣り場に向かった。

a受審人は、08時10分頃安芸俎礁灯標東方沖合に到着して釣りを始め、めばる約30匹の釣果を得たところで三高港に寄せることとし、11時25分頃釣り場を発進した。

ところで、能美島は、隣接する広島県江田島と陸続きの広島湾北部に位置する島で、北西岸に位置する美能漁港北方沖合には、美能、鹿川及び三高の各漁業協同組合に対して広島県知事が免許した、6直線によって囲まれた免許番号区第148号（以下「148号漁区」という。）が区画され、148号漁区内に設置された多数のかき筏（以下「筏」という。）が、海中に伸出したワイヤを海底の錨に連結して固定されていた。

そして、a受審人は、能美島北方沖合を幾度も航行しており、同沖合に筏が設置されていることを把握していたほか、筏が、波に浸かるなどして視認が困難となることも、148号漁区内で移動されることも知っていたので、筏が増設されていたり、視界が悪い場合には、同漁区に進入することなく148号漁区の北方沖合を東行することがあったが、一見して筏の設置状況に変わりがないと見込めば、目視を頼りに同漁区内に進入して筏の間を航行していた。

a 受審人は、広島県岸根鼻北方沖合に至り、11時29分半美能港内港防波堤灯台（以下「美能灯台」という。）から330度（真方位、以下同じ。）835メートルの地点で、東方600メートル付近に筏を目視したとき、148号漁区に進入すれば筏に乗り入れたりするおそれがあったが、一見して筏の設置状況が普段と変わらなかったため、筏を目視すれば同漁区を通り抜けられると思い、148号漁区の北方沖合を東行するなど、針路の選定を適切に行うことなく、同漁区に向けて針路を104度に定め、20.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行し、11時30分半僅か前美能灯台から012.5度610メートルの地点で、148号漁区に進入した。

こうして、a 受審人は、目視を頼りに筏の間を航行するつもりで続航中、11時31分美能灯台から040度555メートルの地点において、Aは、100度の針路及び原速力で航行していたとき、筏に乗り入れて停止した。

当時、天候は晴れで風力3の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

Aは、筏に乗り入れたことに気付いたa 受審人が救助を要請し、来援したクレーン船に引き降ろされたのち、自力で帰航した。

その結果、Aは、シャフトブラケットに擦過傷が生じ、かき養殖施設は、筏、固定用ワイヤ等が損傷したが、後に修理された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件かき養殖施設損傷は、美能漁港北方沖合を三高港に向けて航行する際、針路の選定が不適切で、148号漁区に進入したことによって発生したものである。

a 受審人は、美能漁港北方沖合を三高港に向けて航行する場合、能美

島北方沖合に筏が設置されていることを把握していたほか、筏が、波に浸かるなどして視認が困難となることも、148号漁区内で移動されることも知っていたのだから、筏が多数設置された同漁区に進入して筏に乗り入れたりすることのないよう、148号漁区の北方沖合を東行するなど、針路の選定を適切に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、一見して筏の設置状況が普段と変わらなかったため、筏を目視すれば148号漁区を通り抜けられると思い、針路の選定を適切に行わなかった職務上の過失により、同漁区に進入して筏に乗り入れ、かき養殖施設及び船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月23日

広島地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人